

運転者の連絡先又は用務先

ここに標章を置いてください。

- 1 運転者が車両を離れて直ちに運転することができない場合は、標章と併せてこの書面をフロントガラスの見えやすい位置に掲出してください。
- 2 車両の移動をお願いすることがありますので、警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。

運転者の連絡先又は用務先

※ 標章と重ならないように、標章と並べて掲出してください。

運転者の連絡先又は用務先

※ 標章と重ならないように、標章と並べて掲出してください。

運転者の連絡先又は用務先

※ 標章と重ならないように、標章と並べて掲出してください。

運転者の連絡先又は用務先

※ 標章と重ならないように、標章と並べて掲出してください。